

○高野説明員 ただいまの御質問の点は二つに分けられると思うのでございますが、この赤羽の兵器廠の提供は調達庁が行政協定第二条によりまして正式に提供いたしました施設でございます。しかしながら、施設内のただいまお話しのような樹木を委託するということ、うなことは、調達庁が米軍の要求によ

りまして受託したものでございませ
んの、米軍が施設の管理上、米軍が
かりにそれを受託いたしましたこと
れば、米軍の権利のもとに受託した
と思うのでございませうけれども、先ほど
申し上げましたように、その樹木を米
軍が切ったかどうかという点につきま
しては、実は詳しい事情は聞いており
ません。

○河野(密)委員 明らかにしていただ
きたいのですが、米軍がかりに切った
ものでありまして、調達庁が必ずし
知らなかったにしても、その責任は一
体どこにあるのですか。米軍が切った
のだから米軍に言え、こういうのです
か。私の理解するところによれば、調
達庁に当然責任があるわけだと思ひ
ますが、これはどうなんでしょうか。

○高野説明員 米軍に正式に提供した
しております施設の中に、米軍が
いろいろな施設の管理上いたしまして
そのつと連絡を受けておるわけでは
ございせんので、それはあくまでも米
軍が施設の管理上やったことと考へて
おります。

○河野(密)委員 私はそういうことを
聞いていのではないのです。米軍が
やったことであつても調達庁は当然責
任を負ふんじゃないか。現に、米軍が
自動車で人をひき殺したような場合で
も、米軍がやったことだが、過失が
明らかであれば、調達庁が賠償責任を
持つておるでしょう。それと同じよう
に、これは米軍が調達庁の知らない間
に木を切ったのかもしれぬが、それに
よつてもしこの事件が引き起こされ
たとすれば、その責任は、やはりそうい
うことを平生米軍に交渉しない調達庁

が腰が弱いんで、それゆゑに責任をの
がれるわけにはいかないのではない
か、こういうことを私は聞いてゐるの
です。

○高野説明員 先生のたゞいまの御質
問に對します回答をいたしまして
は、私ら不動産部の事実をいたしまし
てお答えいたしておる範圍外でござい
まして、たゞいまの御質問に對
するお答えをいたしましては、かりに
そのいつた事実がございましては、
調達庁の総務部の方で十八条關係とい
たしまして担当いたしておりますの
で、総務部の方からお答え申し上げます
べきが至当かと存じます。

○河野(密)委員 それでは一つ総務部
を呼んで下さい。

○實業政府委員 たゞいま河野委員の
伐木の事実その責任という点につ
きましては、私どもの直接のあれでござ
いませうが、調達庁財務局の調査の結
果を聞きまして、この点によりまして、
どうもどのような経過をとつて木が
切られたかという点については、明ら
かでないという報告を受けておりま
す。これと國家の補償責任という点で
ございませうが、かりに木が切られて
おつたといつたとしても、あつたに
あります程度の土どめがしてあれば、通
常の災害には耐え得るという學者の見
解がございまして、また木があつてか
えつて水がよく浸透して災害が大き
なるといふような場合もあり得るわけ
でありますので、木が切られたことが
直接災害に結びついたといふふうには
考へないという私どもの結論でござ
います。その点を御了承いただきたい
と思ひます。

○河野(密)委員 大蔵省の見解は承つ
ておきます。

○植木委員長 ちよつと速記をとめ
て。

〔速記中止〕

○植木委員長 速記を始めて下さい。

○山下(審)委員 閣下連して。

私は、今の河野委員の御発言の前段
のところ、樹木があればこの損害が
起こらなかつたかもしれないという御
発言に對して、私も自來すつとそ
ういふ氣持ではかりましたのですが、昭和
十一年だと思ひます。第何号台風か忘
れましたが、福島縣の会津地方に非常
な大雨がありまして、がけくずれに
よつて災害救助法を發動した災害があ
りました。私、當時ちよつと厚生政
務次官でございまして、現地を視
察いたしまして、そこで私の従来考へ
ていたことがちよつとひっくり返りま
した。ということ、末口が大体四十
センチぐらいあるような非常に大きな
木で、大木松の木でありまして、そ
れの密生している地域の山くずれ、
がけくずれで、しかも下のため池に非常
に大きな木がそのまま突つ込んで、
がけがくずれおりました。その状況を
見て、自來樹木がなつたために災害が起
こるとばかり考へておつた私の考へ方
が、ちよつと狂つてきまして、その
後、林野庁等に、日本の国土に断層
みたいなところがあるから、がけ
くずれがあるのだらうと思ひますが、
樹木が密生しておつては、がけくず
れ起るといふ現場を見て参りまして、
これは、管財局とか調達庁とかの研究
でなく、もつと災害の多い日本では、
こういう点を根本的に研究される必要
があることを、そのときに具申いたし

ておきました。今度の災害等でも、そ
ういふ現場があつたところにあること
を聞き及びまして、これは日本のよう
に非常に台風が荒らされ、一べんに三
百ミリ以上の雨がときどきやってくる
日本の国土保全の上からは、もつと根
本的な機關で根本的に研究される必要
がある、今河野委員のお話を聞いて
いて、始終私が思つておることです
から、何か特別な御研究をなさる必要
があることを痛感して、あらためて、そ
ういふことに御關係のある役所では、
なおさら、一つ何かの機關で、根本
的に國家的に御研究なさる必要がある
ことを考へます。そういうことを御研究
なさうとしておいでになるかどうか
か。私は、そのときに政府にそのこと
を、その土地にいる専門家の意見を
もいろいろ聞き合せて具申しておき
ましたが、その後何かそういうことの
御研究をしようといふことを林野庁等
と御相談になつたことがございまし
うか。

○實業政府委員 まことに適切な御意
見でございまして、当然なすべきこと
であらうと思ひます。さういふ点
に對しては、まだ研究の余地があるか
と思ひますが、結局、私考へますの
に、一がいにはこれは言えないこと
でございまして、たとへばこの前の二
号台風に基づく降雨を見ても、過去
十年間のその年における最大の降雨
量を見てみますと、一五〇ミリをこ
えた年が二十三年と二十五年に二回あ
るきりでございまして、それを除きま
すと、大体一〇〇ミリ前後といふこと
でございまして、十年の間で、その各
年の最大降雨量の平均をとつてみまし

ても、一〇七・八二ミリという程度の
ところへ、二十二号台風は三九二ミリ
という豪雨が来たのでございませう。今
後またこういう豪雨がたびたび来るか
といふ点でございませうが、これは神様
以外にはだれもわからぬわけでは
ございませう。しかし、一度でもこうい
うな経験がございませうれば、相當なこ
とを施さなければ災害が生ずるというこ
とは、これは私も経験的に教えられ
たこととございませうので、たゞいまの
ような御意見もございまして、これはど
こか適切なところで、さういふ研究をし
て、必要な災害防止の手段を講ずる
ことは當然であらうと思つております。

○河野(密)委員 長官はさきより団体交
渉でお見えになれないやうでありま
すから、基本的な問題についてはこの次
も一べん御質問をさせていたゞくこ
とにいたしました。事務的なことだけ
お尋ね申し上げます。

その次にお尋ねしたいのは、排水溝
が放置されておつて、それが一つの水
害の原因になつておる。こういう事実
について調査になつたか、ならない
か、それをお尋ねしたいと思ひます。

○高野説明員 排水溝が当時詰まつて
おつたかどうかといふやうな、いろい
ろ具體的の問題につきましては、当時
の共同調査の結果、米軍において特に
管理上不全があつたという点はない
という結論が出ております。

なお、排水溝の問題につきましては
は、御承知と存じますが、赤羽兵器廠の
地勢から申しますと、がけくずれの被
害のございまして、南側の方が地勢が高
く、北側の方に地勢が下がつておりま
す。排水溝は、大体各支線を集めまし
て北側に集水して流れるようになって

おるのでございます。従いまして、通常の雨水ならば、当然、各排水溝から集水いたしましたし、南側まで雨水があふれるということは、考えられないと思うのでございます。

○河野(密)委員 問題は要するに災害に対する施設上の過失があつたのかどうかという問題に歸着するのであります。なお、その賠償責任等については、長官が見えられたときにお尋ねしたいと思ひます。

そこで、大蔵省並びに調達庁に伺つておきたいのですが、あゝいう場合に、政府に過失がある、ないということとは別として、賠償の責任を持たなくてはならないかどうかという事は、私はまだ残る問題だと思ひます。少し古い話であります。赤坂の三井の掛けがくずれまして、あそこにあるがけ下の住宅が二十数戸埋没いたしました。二十人近くの人間が死んだ事件がありました。それはたしか昭和十二年か三年であつたと記憶いたしますが、そのときには、財閥に対して非常に風当たりが強かつたというので、三井本家の住宅でありましたので、三井本家の住宅、個人の生命に対する補償を、その当時における最高額においてあらゆる補償をしたと思ひました。個人であつても補償をしておるにもかかわらず、国が、しかも駐留軍の管理その他に遺憾があつたと思はれるようなことが十分察知せられるにもかかわらず、これに対する賠償責任はないという結論を出そうとしておる。またすでに出されたということについては、われわれとして何とも納得がいけないのであります。この点について一つもう一

べん考え直してはしと私は思ひるのであります。

ありますが、いかがですか。

○賀屋政府委員 御指摘の三井の掛けずれの例は存じ上げておりませんが、従いまして、その場合にどのような見解のもとに個人の法律的な責任を問われたかという点は存じ上げませんが、国家の国有財産の掛けずれ等により被害者の場合におきましては、最近の例におきましては、法律的な補償の責任はないと考えております。この点につきましては、従来もそうでありましたし、明らかに過失なり工作物の瑕疵がありますれば、これはもちろんあるのであります。単なる豪雨に基づく掛けずれという点につきましては、従来もそうでございますが、今後法律的な責任はないものというような処理をいたして参りたいと考えております。

○河野(密)委員 どうもはつきりしません。この間の台風二十二号の場合、個人の会社の掛けずれで、たとえば私の多少関係のある会社の掛けずれで都営住宅敷地を埋没したというよりな場合、個人的にあらゆる補償をしてゐるのです。それにもかかわらず、国が、たまたま駐留軍であつたといふよりなところについては補償責任がないということで、無理やりにこれをしようというの、国というよりな一つの権力を持つてゐるものが、権力をたてにやつて、国民の権利義務に対する考え方が安易じやないかと私は思ひます。この点はどうですか。少し考え直す必要があるのじやないかと思ひます。

○賀屋政府委員 この点につきましては、法律的事実関係の認定という問題もございまいし、それから法律

的な解釈という点もございまいしと存じます。調査の点につきましては、調査をいたしましては万全の調査をいたしたのであります。結果は必ずしも十分でない、不明な点がありまして、すべてがはつきりしたというわけではございませんが、そういう調査をいたしまして、それから、法律的な点につきましては、その調査の結果に基づいて、はたして国に責任があるかどうかという点につきましては、これは専門家でありますところの法務省の意見を十分徴したわけでありまして、法務省の見解におきまして、そのようないふ具体的状況のもとにおきましては、国に法律的な賠償責任はない、という結論でございます。その本件に關しましては、法律的な責任はないという考え方を變更する意思は持つておらないのであります。

○河野(密)委員 大蔵省の見解がそれでありまして、これは調達庁のあれであります。具体的事実について責任の所在がどこにあるかということがはつきりすれば、おのずから問題は別になると思ひます。次の機会に、もう一ぺん調達庁の意見を聞いて、責任の所在を明らかにしたいと思ひます。それまで留保いたします。

もう一つ別の問題で調達庁にお尋ねいたしたいのですが、グラランド・ハイツの八六一号という建物をアメリカ駐留軍が無断で取りこわしたという問題について、私のところに関係者から陳情がありました。聞いてみますと、このグラランド・ハイツにあるところの第八六一号という建物は、日本人が所有権を持つておるというので、日本の不動産として日本の登記所に登記してあ

る、こういうことであります。これについて、駐留軍が無断で一方的に取りこわしたという問題でありまして、その取りこわしたという問題につきまして、私は、これは、日本の法律にすでに認められて登記してある建物を取りこわすというの、不法行為ではないか、従つて、米軍において原状に復するか、あるいは損害賠償をするか、いずれかの処置をなすべきではないか、こういうことを私は駐留軍の司令長官のロバート・バーンズにその手紙をやりました。それに対して、私に対してはロバート・バーンズ司令官から手紙が参りましたが、その手紙によりますと、これはアメリカと日本の日米共同委員会を考へるべき問題である、何か不満足な点があるならば共同委員会に持ち出せ。そして、そこにはこういうことが書いてあるのだから、この所有権について、米軍が自由にしても差しつかえないということとを、調達庁が言つておつたから、それをわれわれの方では一方的に処置したのである、こういうことでござい

すが、これは、調達庁としては、どう

いう見解に基いて、アメリカ駐留軍がこれを処置してもよろしいという見解をとつたのであります。これを伺ひたいと思ひます。

○高野説明員 ただいま御質問の事案の相手方は、会社は南十字海産食料株式会社というふうに聞いております。占領期間中の昭和二十五年ごろに、その会社が米軍と直接特約を結びまして、米軍の都合によつてはいつでも撤去してよろしいという話し合ひのもとに、グラランド・ハイツの中に約三千坪の木造モルタル塗りの建物を建てまし

て、そこでその会社が水産食料を販売しておつたようでございます。そういう事情がございしましたのか、二十九年以来、米軍は、相手の会社に対して、その建物を撤去するように再三要求をいたした模様でございます。そこで、米軍は、その当時一応東京調達局に同様に撤去するように連絡して、くれといふふうに入力して来たことがございします。調達局といたしましては、本件の建物は、行政協定に基づいて正式に日本が米軍に提供した建物でございせんので、調達庁ではこれを処理することができませんので、その特約の当初の趣旨に従つて、米軍とこの会社の双方の間で解決すべき問題であるという趣旨を、米軍に調達庁は回答いたしましたのでございまして、ただいま先生の御呈示の手紙は今初めて何うのございまして、そのレターの趣旨が、調達局が撤去したいといふので云々といふふうになつてと読めたのでございします。調達局の方は、ただいま申し上げましたように、正式の提供した建物でございせんので、占領期間中に米軍と個人が特約のもとに、いつでも撤去していいという何か約束のもとで、そこに売店を設けたというよりな事情でございします。調達局ではそれを処理することができませんという趣旨を米軍に回答したのでございします。その後、聞くところによりますと、米軍がそれを撤去したといふのでございします。なお調達局は、当該の関係者から別に何らの御連絡も受けておりませんが、はなはだ申しわけございせんが、詳しい事情はよくわからない次第でございします。

○河野(密)委員 アメリカ側から言つ

て参りました私に対するのと、それから当事者に対するのと両方ありますが、これによりますと、調達庁は、この三月十六日付の米軍の照会に対して、調達庁としては、日本の建物を日本の登記所に所有権が登記してあつても、米軍がそのものを撤去するといふことは何ら差しつかへはないんだ、こういう趣旨のことを米軍に調達庁は答えたので、その調達庁の答申に基づいて米軍は撤去する、こういうことで撤去したものであります。が、一体、調達庁は、どういう権限に基づいて、日本の登記所に不動産として所有権が登記してあつても、またそれはどういふ理由に基づいて米軍が自由に撤去してよろしいんだという御見解を発表なさつたのでしょうか。その理由を承りたい。

○高野説明員 ただいま申し上げましたように、この建物は米軍とその会社が占領期間中特約で売店を設けたと聞いておりました、その土地は国有地でございます。従いまして、建物を建てました会社は、おそらく大蔵省の連絡もなかつたかと思つてございまして、これが正式提供の建物でございまして、当初から関係したものでございまして、たまたまそういうふうな事情のものでございまして、調達庁としては処理ができませんという趣旨を米軍に回答いたしましたのであります。調達庁といたしまして、米軍がそういうものを撤去していいとか、そういう意味合いで回答したのではございませぬので、あるいは手紙の趣旨がさうに受け取られておるといたしますと、そこに何らかの誤解があるように存じます。

○河野(密)委員 どうも少し趣旨が違つておりますが、さうすると、国有地の中に立てて、米軍とそれからいふゆる当局で許可を受けたその人との間で建てた建物で、しかもその建物は所有権が日本の登記所に登記してあつても、国有地の上に建てたものだから、米軍は当然それはいつでも撤去してよろしいのだ、こういうのが調達庁の見解だと、こう言うのですか。

○高野説明員 今先生のお話の趣旨で私は考えておるわけでございませぬ。あくまでも、当初から、米軍とその会社の特約では、そういう販売のために売店を設けるということではございまして、米軍の都合によつてはいつでも撤去するといふ特約で、そういう建物を建てたように聞いております。

○河野(密)委員 さうすると、その撤去を米軍が一方的に撤去してしまつた。それに対する補償というものは、このパインズの私にあつた手紙によりまして、これは日米共同委員会であつて、問題は日米共同委員会の問題にしてくれ。調達庁は、こういうごちやに賠償責任があるかどうかというやうな問題を、日米共同委員会である意思がありますか。

○高野説明員 調達庁の事務といたしまして、事務の手續を申し上げますと、米軍から正式に要求がございまして、たまたまさういふ目的で建物を設置したいと要求がございました。調達庁は、その土地の所有者、民

有の場合あるいは公有の場合あるいは国有の場合がございまして、各権利者の了解の上において、なお設置できるかどうかといふことを経ました上で正式に提供をいたした際に、当然、今のような場合に、返還の前に建物を除却すれば中間補償、あるいは返還の後にその提供の建物の補償がございまして返還補償で処理いたすといふことは当庁の事務でございまして、本件事案は、ただいま重ねて申し上げましたように、両当事者の特約だけでございまして、ただいまの段階では調達庁の所管の中に入つてないといふふうに御説明申し上げた次第でございまして。

○河野(密)委員 どうも、アメリカ側の方でさう、日米共同委員会に持ち出してくれと、こう言つてゐるのに、調達庁の方は一向さういふことをやろうとしない。まあさういふ点が私は非常に卑屈だと思つておりますが、現に、当事者間で話をしたにしても、その所有権そのものは、日本の法律によつて、日本の登記所に不動産の登記がしてある。登記がしてある不動産といふものを、所有者の同意なしに、一方的に私はこれはこわせるものじやないと思つておる。さういふものを米軍がこわしておいて、しかし、それは米軍の都合でこわしたのだから、損害賠償その他については日米共同委員会である問題にしてやつてくれと、司令長官自身私が私にあつて手紙をよくしておる。さういふものにもかからず、調達庁そのものは、さういふやうな問題に対して、あくまでも、これは、米軍の言う通りに、米軍の一部の言う通りに考へておるといふ、私はその考へ方がわからぬと思つたのですが、これはどうなんですか。

○高野説明員 ただいま先生の御提示の手紙によりまして司令官の要求は、私どもといたしましては実は初耳でございまして。従いまして、米軍……。

○河野(密)委員 手紙をどうぞ見て下さい。ロバート・パインズ司令長官自身の手紙ですから……。

○高野説明員 その手紙は私実は初めてここで御披露いただいたわけでございまして、米軍から正式の要求がございまして事務に運びます場合には、当然当庁の事務として処理いたしたいと考へておりますが、米軍から正式に要求がございまして両者の間で円満に解決がございましてを望んでやまない次第でございまして。

○河野(密)委員 それでは、手紙を見ておらない。私あつての手紙だから見てないのは当然ですけれども、これは一切の経過は私ここに持つておりますから、いづれまた調達庁の長官が不目お見えになりましたときに、もう一ぺん御質問を申し上げることにいたしましたので、終わります。

○山下(密)委員長代理 横山委員。横山委員 管財局長について一つ伺つてみたいと思つた。

○河野(密)委員 先般来、災害対策特別委員会、委員に出ました国有機械、器具の交換、払い下げに関する法律案で、私どもの見解とあなたの方の法律案の基礎について非常に対立がございまして。その後、与野党の間に、災害対策の通産等小委員長であります前尾委員と私の間に話し合ひが進みまして、まあさういふことでどうであらうかという話があるわけでありまして。この点について財政局長の見解を伺いたいと思つたのであります。大筋で申し上げますと、今回国会に提案をされております国有機械の交換、払い下げの特例に関する法律案の適用は、従来から行なわれております国有財産特別措置法による合理化交換と申しまうか、あの三割五分引きの特例措置の適用を排除しない、さういふふうに解釈をしてよろしうございませうか。

○河野(密)委員 その通りに考へております。

○横山委員 さういたしますならば、これは、さういふ解釈が成り立つならば、社会党としても与野の話し合ひのベースについて若干考へてもよろしいのではないかと、さういふふうに考へ方をとつてはおるのであります。ただ、問題は、それをどういふふうに実現するかという点について、いろいろ想定されるたくさんのケースがあるのでありますから、これは、本日は時間がございませぬが、十分に私どもの意見を参酌をして善処する余地があるであらうか、それをお伺いします。

○河野(密)委員 手続的な点につきましては、御要望も伺ひまして検討いたしたいと考へております。

○横山委員 次に、それではもう一つの問題点でございまして被害額の算定

であります。政府提案の法律案は、その被害工場における機械、器具の被害額の総額を限度とする、こういう趣旨であり、私どもの主張いたしておりましたのは、そんな工作機械にしたところで、もう二カ月もたてば、すっかり分解して水洗いして、もうじやんじやん動かしてなければもうからないうから、もとへ返つていくわい、そんなものをいつまでも被害額は幾らであつたかといつたつて、財務局と県とかじ屋さんの間にけんかが起こるばかりであつて、それこそ水かけ論になつてしまふ、紛争を起すばかりである、だから被害額の算定はできないから削除してくれといふことでございす。あなたの方は理論上困るということでありました。理論上困るか実際上困るかということが実は論争の焦点でありましたけれども、先般来あなた方が言うてきましたことは、それは被災者の罹災額の申請については十分に尊重いたしまして、こういう話であります。十分に尊重というのとは一体どういふことなのかというのが、私どもの追及をしておつたところでありましたが、少ない財務局の出張所の職員の諸君が、一々鉄工場を回つて、お前さんのところの機械はどれだけ損害したか。――それは多いの少ないのといったところで、技術的にはできやせん。そうすると県がそれを認定するより仕方がない。しかし、県も、愛知県だつて三重県だつて岐阜県だつて、てんやわんやの大騒ぎをしているときでありますから、結局罹災者である工場経営者の申請を十分に尊重するより手はない、こういうふうなのが考えられるところでありす。もちろん、こういう

ときを利用して、そんなとんでもない申請をされるようなところはないとは思ひのすけれども、いずれにしても被害を負つた人たちの現状、立場、そういうものを考へて、罹災者である中小企業の申請を十分尊重をして被害額をきめるという点については、管財局長の御見解はいかがでありますか。

○賀屋政府委員 だれが考えましてもこれは非常識な申請額だといふことが明らかな場合は、これは別でございす。すが、しからざる場合は、当事者の申請を尊重することにいたしたいと考えます。

○横山委員 それでは、最後に一点だけお伺いをいたしますが、先ほど来第一の質問をいたしました政府提案の五割引きの問題と、それから特別措置法の三割五分引き、この二つの適用を排除しないという点につきまして、これは法律でなく行政措置をもつて行なうということとございすね。

○賀屋政府委員 両者の法律をそれぞれ適用するわけでございます。その意味におきましては、行政措置ではございせん。法律に基づく措置でございす。

○横山委員 それでは、最後に一点だけお伺いをいたしますが、先ほど来第一の質問をいたしました政府提案の五割引きの問題と、それから特別措置法の三割五分引き、この二つの適用を排除しないという点につきまして、これは法律でなく行政措置をもつて行なうということとございすね。

○賀屋政府委員 両者の法律をそれぞれ適用するわけでございます。その意味におきましては、行政措置ではございせん。法律に基づく措置でございす。

○横山委員 それでは、最後に一点だけお伺いをいたしますが、先ほど来第一の質問をいたしました政府提案の五割引きの問題と、それから特別措置法の三割五分引き、この二つの適用を排除しないという点につきまして、これは法律でなく行政措置をもつて行なうということとございすね。

○賀屋政府委員 両者の法律をそれぞれ適用するわけでございます。その意味におきましては、行政措置ではございせん。法律に基づく措置でございす。

○横山委員 それでは、最後に一点だけお伺いをいたしますが、先ほど来第一の質問をいたしました政府提案の五割引きの問題と、それから特別措置法の三割五分引き、この二つの適用を排除しないという点につきまして、これは法律でなく行政措置をもつて行なうということとございすね。

○山下(審)委員長代理 法人税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○横山委員 重ねて恐縮でございす。が、今度は、この間の大蔵委員会をお願いをしておきました愛知県の商工

○勝原説明員 総額を通じまして本年度に出る減収額が、私の記憶でございす。が、百六億円だつたと思ひます。

○横山委員 その百六億円の減収額が、結局今答弁書をいたしましたがこれによつて一つの基礎になつていくと思ひのす。であります。百六億円というの、どういふ算出からさういふふうな数になつてくるのですか。大よそのことをお伺ひしたい。

○勝原説明員 お答えいたします。実はそのこまかい数字を持つてきておりましたので、総額につきましては先ほど記憶で申し上げたやうなことでございす。が、法人税なり所得税なり、それぞれ被害者の数から推し量して、ずつと減免になるもの、徴収猶予になるもの、こういうところを積み上げて、大体百六億という積み上げをしたのでございす。が、その内訳のこまかい数字になります。今直ちにと言われましても不正確になります。

○横山委員 算出、私は百二十億と聞いたのです。が、その算出の根拠というものがよくわからないのです。きょうういたしたい。たとえば第一にあります「被害納税者の資産の損害額の査定は、その見積りをできるだけ寛大に取り扱われたこと。」この第一項にございす趣旨がどこまで一生かされれるのか。抽象的ではございすけれども、どこまで一生かされれるかといふことによつて、そのものが百六億円にもなり、百二十億円にもなり、百五十億円にもなると思ひ定がされるわけです。もの考えようといふ言葉がございす。が、ずつと私も意見をしまして、この意見をしました国税庁の答弁書は、こういふふうな措置をしておりますから、というふうな具体的に書いてはおりますけれども、ものの考え方がいいます。被災をいたしました納税者諸君に對して、ものの考え方として筋の通つておるところが、しんがそこにはないわけでありす。どういふつもりで、どういふ気持ちでやるか。たとえば、実情に應じてとか、適切な措置をするとか、さういふことだけで、現場の第一線の職員諸君が、税務署の職員諸君が持つべき根本方針といふのです。が、ものの考え方というものがこの中にはないのです。国税庁は、こういう文書をお作りになるに当たつて、傘下の第一線の諸君なり災害を受けた納税者諸君に對して、どういふ態度で、どういふ考え方で当たるものか、いろいろ現場では議論が出ておるわけでありす。とにかくいたします。とにかく合理的にやりますから、ということらしいのです。合理的ということとは、要するに、調べるものはきちんと調べる、い

ただくものは書類をいたして、負かるものは合理的に負けます、ということらしい。それは確かに一つの方法ではあろうけれども、そのこと自身では理屈には異議はないけれども、実情からいいますと、あんな泥んこにつかつたところの帳面を出せの、あれ出せのと言つたつて、できるはずはない。国税庁はいろいろ基本方針を庁内でおきめになつたか。やや抽象的な御質問で恐縮であります。が、実は第一線の方で一番問題になつておりますので、お伺ひしたい。

○白石説明員 今回の名古屋地方におきます災害が非常に甚大なものであります。これは皆様御承知の通りでございまして、災害直後、私も、命を受けました。わずか一日ではございまして、たけれども、現地を見まして、水没地帯を見て回つたわけでありす。が、悲惨なありさまをまのあたり見まして、非常に悲愴の思ひに立たされた次第であります。名古屋国税局の職員の中にも相当罹災者があつたわけでございます。従つて、罹災者の身になつて名古屋国税局は一九となつてこの税務の対策に精進いたしておる次第でございまして、基本方針云々といふような御質問があつたのでございす。が、私も、親切かつ迅速にことを運ぶように指示いたしまして、努力いたしておる次第でございす。

○横山委員 あなたはつい最近まで名古屋の国税局長であつたのですから、名古屋の地理状況、税務署の状況は、人よりも一番よく知つていらつしやるわけです。ですから、私は、今回の災害時におけるこの納税というものは、円滑に進むように期待せられてならぬ

のです。たとえば、一例を申し上げますと、2及び3の質問がござりますが、「所得税の減免申請の手続をできるだけ簡易にし、住宅又は家財その他の資産の損害額の明細書等は、できるだけ簡易なものにされたいこと。」「災害減免法第三条の更正の請求も、前項に準じてできるだけ簡易にされたいこと。」「こうあります。その答弁の「納税者については単に認印を求める手続だけで災害減免法による減免ができるよう措置している。」という点であります。手続としてはまさにこの通りであります。ところが、この基準に該当すると思われる納税者については、事前に予定納税額の更正請求書を作成して、納税者に判こだけ押させるという基準といいますが、それが災害減免法によるやり方をやると、あなたの方で適当に作って、モデルはこうですから、こういうふうなそらばにしましたから、判こだけ押せばいいのですという。そのいいのですというやつが、思いのほか基準が高いというのが圧倒的な意見であります。どうしてあんなふうになるのでしょうか。私も、納税者諸君の声を具体的に個々に研究したわけではありませんが、知りませんけれども、一軒々々、私のところはこれだけ損害です、これだけ損害ですといつてやったら、大へんだ。そうしたら、税務署は、いいんですよ、基準がありますから、基準でやりますから、あなたに御迷惑をかけませんよとおっしゃる。その基準はともじやないけれども高いというのが圧倒的な意見であります。それは一体どうしてあんなに高いという声が出るのでありますか、聞いていらつしやいませんか。

○白石説明員 横山先生とくと御承知のことだと思ひますが、災害減免法は、住宅または家財の五割以上が被害を受けたという場合におきまして適用を受けるわけでございます。従ひまして、とりあえず災害減免法の適用を受けるためには、五割以上の被害であるかどうかという点が問題になるかと思ひます。従ひまして、それにつきましては、一応の水害地の状況等によりまして、外形的な基準で、大体この程度なら五割になつておるとか、なつていないとかいうような意味の基準をとりあえず作りまして、簡単に適用できるように処理しておる次第でございますが、その基準につきましては、たとえば床下浸水とか、あるいは床上下の程度の浸水とか、そういういった外形的な基準でござりますので、個別の場合においてそれが必ずしも実情にそぐわないという面もあるいはあるかと思ひますが、そのようになつておるにござりますが、そのやうなことの多いに、できるだけ実情に合うやうな基準をさらに精査いたしまして、当初作つた基準の若干適当でない部分は後ほどまた修正いたしまして、実情に合うやうに名古屋国税局において実施しておる次第でございます。

○横山委員 先般こういうことがございました。それは、市役所を出します証明書が全壊と半壊とある。しかし市役所のものは二割以上七割までを半壊と称する。あなたの方はまさに五割以上でなければいぬというわけで、市役所の被災証明書とくつつかぬわけですから、そこで、あなたの方としては、この基準なり、あるいは調べに行つて半壊だ、半壊でないという争ひが起つた。そこで、私は、じゃ一つ一々そんなめんどろなことを言うよりも、市役所が、お宅は——かりに横山さんは半分以上だ、そういうふうな納税関係で証明書を——市役所が一番よく知つているのであるから、納税関係の半分以上の被害を受けたのだという証明書を出したら、国税局としても、じゃ半分以上としてお認めになるかという、人によつて多少意見が違つたわけですが、私は、それはけしからぬ、市役所が半分以上だといつて市長が判こを押しているのに、何をいうかと言つたわけですが、この点はいいがどうか。

○白石説明員 できるだけ市役所等の意見と食い違わないやうに、現地におきまして十分打ち合わせをさせまして、取り計らうやうに指示いたしております。

○横山委員 その点はぜひ善処を願ひたい。あれだけ激甚な災害の中で、税務署が、罹災者に対して、あなたの方のほうを言うとか言わぬとかいうふうな雰囲気を与えておることは好ましくないことではないのでありますから、その点は十分に善処をしていただきたいと考へるのであります。

それから、第五番目です。「修繕費と資本的支出の区分については、その判定が困難であるため従来動もすれば、固定資産の簿価に比して支出金額の多い場合には、修繕費を否認する傾向があるが、今回の災害に因り被害を受けた固定資産の復旧に要した費用は、原則としてこれを損金に認めること。」という項目であります。これは、名古屋市内のほとんどのところが、これによつて問題が生じておるわけですが、こわされたところを直したのは当然修繕費として損金に認むべきだというのが圧倒的な意見で、それを、いや資本的支出だ、これは改良だというふうにして、けちなことをおとしやうということは、いかがなものであらうか。大体において、災害を機会にして前よりもよくするというようなことはほとんどないのではありません。原形に近づくかといふのが、一、二のことを推して、災害復旧費の中に資本的支出があるのだというふうな考え方を認ばせておいて、それがためにいろいろの問題を各所で生ずるというところは、いかがなものであらうか。あなたの方のお答えとしては、「単にその支出金額の多いことをもつて、資本的支出として取扱うやうなことはしてはいない。」と、原則は言つておられますが、そのあとで「ただ災害復旧費の全額を如何なる場合にも損金として取扱うことは、他との権衡もあつて困難である。」これは私はお役所の用語であると思ひます。私はこういふことをわざわざ入れる必要はないと思ひます。そんなことは常識にまかせればいいのです。あなたの方はお役所として揮毫から敬具までどうしても書かなければならぬのでしようが、敬具を書いたために、末端ではその敬具をやり取りするということになりますから、この「ただ以下についてはどういふお考えであるか。注意をせよ、ごまかさるな」というやうなお気持ちがあつてなうと思ひます。原則として扱ふて災害復旧については損金として扱ふという基本的方針の確認をいただけるであらう。いかがでありますか。

○白石説明員 横山委員特に御承知のやうに、従来、法人税の取り扱いにおきまして、一般的に修繕費と資本的支出というのがある場合に問題になりまして、私もその争ひを数々承つておるわけでございます。原形復旧に当たるやうなものにつきましては、もちろん修繕費として認めるわけでございますが、中には資本的支出を修繕費として落としておるために、これを否認するといふ例が非常に多うございまして、しかも、それを実情について調査いたしてみますと、やはりこれは資本的支出で改修費だと考えられるやうなものが多々あるわけでございます。従ひまして、そのやうなものはやはりそれそれの性質に従つて処置していかなければならないというやうに考へておる次第であります。

そこで、今回の災害の場合でございますが、ただいま横山委員のおつしやいましたやうに、災害地におきましては、原形復旧を主としておやりになつておる。まさにそうであらうと思ひますので、そのやうな実情に依つて、これは修繕費として損金の支出を認めるという措置を取り扱うべきものと考えた次第でございますが、もし中にそうでないというのがあるならば、災害地は資本的支出も全部修繕費として認めるということにはなかなか参りかねると思ひますので、その点を今おしかりを受けたわけでございますが、ただし書きの方で書いた次第でございます。

○横山委員 私の聞いてゐることは、「ただ、しかし」ということをどうしても強調しなければならぬことではないであらう。これは揮毫敬具の敬具のことではないか。本文は前文にあつて、その支出金額については、原則として災害

については修繕費として考えておるといふふうに理解をしておられると聞いているので、文書をもう一ぺんあなたに読んでくれと言っているのじゃないか。いかがですか。

○白石説明員 災害地の実際の調査につきましても、実情をよく慎重に検討いたしまして、あまり一般でこまかいことをいふようなことのないように処理いたしたいと考えております。

〔山下(春)委員長代理退席、委員長着席〕

○横山委員 それでは、五番についても、最終的な御返事はこまかいことを言わぬということとして了解をいたします。

六番。「災害に因り建物、構築物、機械及び設備が、滅失し又は毀損したため、災害の止んだ日から一年以内にこれに代る同種の資産を取得した場合には、この代替資産に対する減価償却は、取得後五年以内の各事業年度においては、普通償却額の五割増の償却を認めること。」私これはごくごくもつともな話だと思うのですが、にべもない御答弁じゃありませんか。「この要望については、租税負担の公平等の見地から特別の措置を講ずることは適当でない」と考えられる。「十二ある中で、これが一番本で鼻をくくったような御答弁である。これはいかかかなものでしょうか。もう少し本件について好意ある態度がでるものでありますか。」

○白石説明員 現行法では、このような五割増しの制度が認められてないわけでございます。従いまして、これは法律改正の問題になるかどうかと思いたすので、むしろ主税局の方から答弁

をいたすのが筋であろうかと思いたすが、国税庁といたしましては、現行法にないことでございまして、他との権衡もあり、認めたいものだと思いたす次第でございます。

○横山委員 私は何れも国税庁から答弁をもらったわけではない。政府から答弁をもらったわけでありまして、政府からかわつてだれか答弁してもらいたい。

○奥村政府委員 私からお答え申し上げます。

被災者の方に対してはできるだけのことをしなければならぬと思つておりますが、六の御要望のこの文章だけでは、これをそのまま受け入れるということになりまして、今の直税部長の御答弁のように法律改正を要します。法律改正につきましても、全体の減価償却の制度に関連することでありまして、政府としてはまだ法律改正に踏み切る考えは持っておりません。つまりほかとの比較公平などを考えますと、こまではいたしかねます。

○横山委員 いやに簡単に、理由もおつしやらないが、これは一ぺん機会を改めて、本件についていろいろと質問をいたしたいと思いたす。それでは、きょうは次へ移ります。

七番。これは本委員会に提案されたもので、「被害を受けた法人の災害に因り生じた欠損金は、青色申告者でない法人に対しても五年以内の繰越控除を認めること。」これは先ほどお取り上げ願つて、本委員会の法人税法の一部を改正する法律案として出していたことについては、私も感謝をいたしたいと思いたす。これに関連してちよつとお伺いしたいのですが、この

間手元に入つた資料を見ますと、このころ青色法人の取り消しをいふんひどくおやりになつておるので、これは私が、本委員会でも、青色法人に対する処分といひますか、恩典取り消しの条件について緩和をいたすときに、緩和をするからといひて簡単に取り消しはいかぬぞと言つたときに、そんなことは絶対にあつたとおつしやつていらつしやる。ところが、これを見ますと、取り消された法人は三十三事務年度で一万四千六百七十四件ですね。いふん青色法人の取り消しが近ごろ多いようではありませんか。何か青色法人の取り消しについて、最近の特徴とか、特にどうだかどうだといふような御意見なり実績がございしますか。どうしてそんなにたくさんどんどん取り消すのですか。

○白石説明員 ただいま資料を手元に持つておりませんのですが、御承知のように三十二年に法人税法に若干改正がございまして、それを契機としたしまして、青色に対する従来の取り扱いを若干異にいたしまして、従来ほとんど取り消しをいたしてなかつた次第でございまして、非常に質の悪いといひようなものにつきましては、やはり他の誠実なる青色との権衡上、取り消すこともやむを得ないのじやないかといふようなことで、若干取り消しといふことを実施するようになつた次第でございまして、そのような結果、そのころの数字が従来よりも若干ふえておるといふ傾向に相なつておるかかと存する次第でございまして。

どういふ修正であつたか、今口まで出がかつていてちよつと出てこないのですが、委員会でもこの法律を通すときに、通したからといひて、青色の取り消しが従来よりもひどくなるようなことでは相ならぬといひて各位の御意見で、政府からも、それはごもつともでございまして、これをやつたからといひて、青色を取り消すつもりはございしませんといひて明言して、それを通すことに相なつたわけですね。ところが、今お話を聞いてみると、いや、あれをやつたので、あれを契機にしてどんどん取り消しをやつたといひ話は、まことにけしからぬじやありませんか。私は、一ぺん議事録を持つてきて、あらためて国税庁長官との問題について明らかにいたしたい。そういうことではだめです。すると、あなたの方をもちつてするならば、あの法律以後、つまり数字がふえた時期において、特別に青色の申告者がけしからぬといひ事態であつたからふえたのでなくして、従来からけしからなかつたが、従来は見のがしておつたやつを、あの法律が通つたのを契機にして征伐も上つておる、こつち御説明と理解してよろしうございしますか。

○白石説明員 従来は、とにかく青色の量を伸ばしなればならぬといひこととで、その方面の育成に努力をいたした次第でございまして、青色の中におきましてあまり質の悪いものがありましては、やはり両面を相対してやらなくちゃならぬのじやないかといひこととで、その後若干、非常に悪質なものにつきましては取り消しをするといひような方向になつて

おる次第でございまして、そのあたり若干増加の数字を示しておる点があるかと存する次第でございまして。

○横山委員 それじや、重ねて一つだけこれに関連してお伺いしたいのですが、その当時本委員会でも各位がごもつた確認したことがありまして。そのことは、青色の取り消しは帳簿のどこの間違つておるかといひことはつきり納税者に指摘をして、つまり税法の規定を厳格に適用して、その後でなければ取り消しをしては相ならぬといひことが確認されたわけですね。それ以外に取り消しをしたものは取り消すといひことを、当時の阪田長官も言明いたしました。その点においてお氣持には変わりございしますまい。

○白石説明員 青色の取り消しにつきましても、法律に列挙されておりますような条件がございしますので、それらの条件に該当する場合に取り消しをいたしておるということでありまして。

○横山委員 それでは、三十三事務年度に取り消された一万四千六百七十四件、これはどういふ理由で取り消されたか、三十二年と比べてどういふような変化があるか等、青色の取り消しに關する諸般の資料を一ぺん本委員会に提出していただきます。

その次は、第八番の間接被害と稱するやつですが、自分の被害は少なくても、取引先が甚大な被害を受けて、その被害者に対する売却金の回収が困難なために納税がとまつておる人については猶予してくれ。九番目は、同じような場合について、売却債権の特例等に關する国税庁通達に定める償却償却引当金勘定による処理を認めてもらいたい。

まず、猶予の点でございますが、これについては、政府側から一年間を区切って猶予を認めることができるというふうになつておるのであります。一年以上という意見が非常に強いわけですが、甚大な損害を受けたのだから、一年以上猶予してもらふなければいかぬという意見が現地で非常に強いわけですが、災害という特殊な状況のもとに、この一年以上という問題について御考慮の余地がないものか、どういふ状況ならば差しつかえないか、それをお伺いしたいと思ひます。

それから、第九番目の債権償却引当金勘定による処理ということについて、私不敏で十分な知識がないのですが、この引当金勘定について御説明を承りたい。

○勝原説明員 災害減免法によります徴収猶予は、法律の第九条にございまして、これに一年以内に限り、というところがはつきりあるわけでございます。いわば本人が直接被害を受けていない場合でも、おつしやるような事情がある場合には、災害を受けた人と同じようでありまして、法律の限界が一年以内でございまして、現行の法律のもとではこれが最大限を見たということになると思ひます。

○白石説明員 債権償却引当金勘定がどういふものであるかというお尋ねでございますが、この債権については、御承知のように、これが貸し倒れだと認定されるものについては損で落とすわけでございますが、まだ貸し倒れまでは至らない。債権者の方はこれを取りたいというわけでもまだ持つておる。しかしどうもそれが取れそうにもない。

い。たとえば、手形交換所において取引の停止処分を債務者の方が受けた、あるいは会社更生手続の開始の決定があった、あるいは和議の開始の決定があった、あるいは特別清算の開始命令があった、その他これに類するような場合におきましては、まだその債権は若干取れるかもしれないけれども、大部分取れないだらうということが考えられるわけでありまして、そのような場合におきましては、その債権額の五割を落とすという、こういうことに現在取り扱つておるわけでございまして、それがここに掲げられております債権償却引当金勘定ということでございます。

○横山委員 わかりました。時間がありませんから先に進みます。

十番の災害により死亡した者の未納の税金及び死亡のときまでの準確定申告による所得税、それから十一番の帳簿その他を流失した者、十二番の、税の知識がないから、あるいは疎開しておるから、おやじが死んだからというふうな、この三つの問題は、いろいろと答弁書はいただきましたものの、要するに運用の問題にならうかというふうに私は考えるわけであります。

ちやうどと政務次官が見えましたが、先ほどの第一番目の答弁に返るわけでありまして、要するに、この罹災者に対する税の問題というものは、災害を受けた直後には起こらなくて、だいぶたつてから問題になつてくるものです。ところが、だいたいたつたころは、のど元過ぎれば熱さ忘るるという言葉がございまして、大へんだ、気の毒だという雰囲気が大体もうなくなつてゐるのです。もちろん現場におりま

す税務職員の方々が罹災者であつて、その心理もよくわかつておるのですけれども、二月、三月、そして来年の三月だとか、一年猶余して再来年の三月とかいうことになりまして、悪意味の合理主義ですが、それが幅をきかせて、そんなことを言つても帳簿がなくちゃいかぬとか、帳簿がないとせめてだけの損害をしたと言つてもだめだという雰囲気、罹災地の税務職員と罹災者との間に、必ず問題を起すことを私は痛感するわけです。

国民金融公庫とかあるのは中小企業金融公庫というところは、まだ熱いうちに借りたり貸したりするが、税務署はだいたいほとりりがさめてから問題になつてくるわけです。その点を特に、大蔵省としても国税庁としても、傘下の税務職員諸君に対して十分にこの趣旨を徹底して、単にこまかい通達を出して罹災者のことを考えろと言つたところ、なかなか徹底しないうらみがあるから、時に触れ、おりに触れ、特に罹災者に対する納税については、あたたかい思いやりがあつて善処されるようにしてもらいたいことを痛感するものでございまして、政務次官の御意見を承りたい。

○奥村政府委員 今お述べになりましたように、災害の直後はあたたかい同情の気持ち厚いけれども、日がたつにつれてその気持も薄れて、いわゆる冷たい合理主義になつてしまつておつしやいます。私は、この税務執行における合理主義というものは、これは公平に税を納めていただく、公平に税務を執行する、という意味の合理主義であらうと思ふので、またこの合理主義はあくまで堅持しなければ税務の執行は

できぬと思つております。従つて、いろいろお述べになりましたし、またこのことも御要望になつておられることについて、できるだけ善処するということ、その公平をばなはだしく害するといふうなことは、これは全体の税務執行に非常に影響を及ぼしますので、その公平をばなはだしく害するだけ考慮する、かようにいたしたいと思ひますから、御了承願ひたいと思ひます。

○横山委員 あなたの言う公平というのは一体何であるか、あなたの言うその合理主義というのは一体何であるかという点については、理屈を申せば私も十分言いたいことがございまして。現在の税法自体が公平を欠いてゐるというところは、何も私が申すまでもなく、あなた自身が大蔵委員をしておつて、しばしばおつしやつたところでありまして、特に私は租税特別措置法等の全体を考えますと、公平論で申したならば、私よりもあなた自身の方が本委員会において多く言われたことだと思ふのです。今の税制というものは、あなたのおつしやるように公平を欠いてゐる。なぜ公平を欠くか、それは政策減税によつて公平を欠いてゐるのだという点は、万人とも首肯してゐるところです。その意味では、私は、あなたのおつしやる公平論に返れという点については、原則としては賛成である。けれども、その政策減税が行なわれている立場というものは、必ずしも全部が全部無視するわけにはいきません。私は、むしろ、この災害については、別な意味の政策減税、別な意味の政策運用をやれという立場です。私は、基盤としては、公平論について、今まで同じ

ような立場で、党派を超越してあなたと一緒に主張して参りました。けれども、それにもかかわらず、政策減税、政策的な租税特別措置法があるというところの現状から思ひをいたしますならば、それを必要だとして政務次官としてお認めになるならば、しからば、今回はむしろ切り切つて、政策的な立場で災害者を救うという立場で、かりに公平を欠いても深い思いやりをすべきではないかというものが、私どもの割つた意見であります。いかがでございましょう。

○奥村政府委員 議論にわたつて大へん恐縮であります。しかしこれは非常に大事な問題であります。せっかく政府の考えをはつきり申し上げましたが、税法の中には、いわゆる政策減税と見られる規定もないことはないと思ひます。これはまことに遺憾であると思ひます。しかし、税法に不公平と見られる点があるからといって、税務当局が税務執行を不公平にしていいというところは断じて言うべきではない。法律に定められた規定に基づいて、税務執行を極力公平にやつていくのが税務当局の立場である。もしかりに、被災者に対して、あたたかい思いやりをもつて、特に政策的に免税をしるおつしやるのなら、それはどうぞ法律をもつて国会で一つきめていただきたいと思います。それなら政府はそれに従つてもありますけれども、しかし、そういうことにつきましても、もう国会においてずいぶんたくさん特例法も提案されて御審議中でありまして、まずまずこの程度で、あとは執行面におまかせいただきたいと思います。

○横山委員 やや理論上の問題になりますし、当面の問題については実益がございせんから、私は論争はやめることにいたします。あなたと私の違いは、さっぱりと言えは、あなたの言う公平論というものは、きわめて事務的な冷たい感じがするから、それではないかぬ。だから、極端な表現をすれば、罹災者のためには、不公平であつてもやれることは全部やつてやれという気持で言つておるわけでありませう。その点を十分に御了承しておいていただきたい。

最後に、もう一つだけ恐縮ですが、罹災者である税務職員が、この納税の問題について、今まで質疑応答をいたしました点について、現地で当たつてゐるわけです。その罹災者である税務職員に対して、政府は、国家公務員共済組合法による付加給付を適用して、災害見舞金及び弔慰金を支給することに相なつておるようでありますが、それは一体共済制度による見舞金でありますか。雇用者として政府は何をいたしましたか。大体の企業におきましては、従業員労働者に対して何らかの見舞金を出しておるわけでありませう。政府職員である罹災者に対して政府は見舞金をなぜ出さないのですか。私の言う意味がおわかりでありますね。この点は理論上私は少し不可解に思つております。退職金というものがありませんが、退職金は掛金を労働者がかけずに政府が払い切りで全額支出する。その中で、これほど激甚な災害を受けた政府職員に対して政府が何も見舞金を出さないというのは、雇用者としていかなるものであらうかという声で、先般来現場を回つてみますとあるわけ

あります。御見解を伺いたいと思ひます。これで私の質問を終わります。

○奥村政府委員 御指摘の共済組合における付加給付をいたすことになつております。詳しい内容につきましては政府委員から申し上げます。そのほか、雇用者としてどうしておるかという点であります。本来共済組合の掛金を雇用者として五五%負担して、その中から付加給付をしておるのでありますから、一応それで雇用者の立場としても義務を果たしておる感じでありませうが、そのほか被災の住宅の修理とか、詳しいことについては、本日は担当の政府委員が参つておりませうので、次回に御報告申し上げます。

○植木委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は来たる二十四日午前十時三十分より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時三十七分散会